

⑤ー（１）地域密着型サービス等整備助成事業

区 分	補助単価		単位
	改正	現行	
地域密着型サービス施設等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280 千円</u> の範囲で市長が定める額	2,000～ <u>4,880 千円</u> の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000 千円</u> の範囲で市長が定める額	25,000～ <u>61,000 千円</u> の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～ <u>66,000 千円</u> の範囲で市長が定める額	25,000～ <u>61,000 千円</u> の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	<u>2,820 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>2,600 千円</u> 以内で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280 千円</u> の範囲で市長が定める額	2,000～ <u>4,880 千円</u> の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	<u>2,110 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>1,950 千円</u> 以内で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>39,600 千円</u> の範囲で市長が定める額	15,000～ <u>36,600 千円</u> の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>39,600 千円</u> の範囲で市長が定める額	15,000～ <u>36,600 千円</u> の範囲で市長が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,000 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>6,470 千円</u> 以内で市長が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>39,600 千円</u> の範囲で市長が定める額	15,000～ <u>36,600 千円</u> の範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,100 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>13,000 千円</u> 以内で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	<u>10,500 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>9,710 千円</u> 以内で市長が定める額	施設数
地域包括支援センター	<u>1,410 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>1,300 千円</u> 以内で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	<u>1,410 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>1,300 千円</u> 以内で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	<u>14,100 千円</u> 以内で市長が定める額	<u>13,000 千円</u> 以内で市長が定める額	施設数
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280 千円</u> の範囲で市長が定める額	2,000～ <u>4,880 千円</u> の範囲で市長が定める額	整備床数
介護施設等の合築等			
上記に掲げる施設等を合築・併設する場合	合築・併設を行う上記施設の補助単価に 1.05 を乗じた額	合築・併設を行う上記施設の補助単価に 1.05 を乗じた額	上記に準ずる

区 分	補助単価		単位
	改正	現行	
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	10,500 千円以内で 市長が定める額	9,710 千円以内で 市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

⑤ー（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区 分		補助単価		単位
		現行	改正	
定 員 29 人 以下の 地域密 着型施 設等	地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設されたショートステイ 用居室	989 千円以内で 市長が定める額	914 千円以内で 市長が定める額	定員数 （小規模 多機能型 居宅介護 事業所及 び看護小 規模多機 能型居宅 介護事業 所にあつ ては宿泊 定員数と する。）
	小規模な介護医療院			
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模なケアハウス（特定施設入 居者生活介護の指定を受けるも の）			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事 業所	16,600 千円以内で 市長が定める額	15,300 千円以内で 市長が定める額	施設数
	定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所			
	都市型軽費老人ホーム			
	小規模な養護老人ホーム	4,960 千円以内で 市長が定める額	4,580 千円以内で 市長が定める額	施設数
	施設内保育施設			
介護療 養型医 療施設 等の介 護老人 保健施 設等へ の転換 整備に 必要な 経 費 （介 護 医療型 老人保 健施設 の介護 医療院 への転 換整備 に必要 な経費 を 含 む。）	介護老人保健施設		239 千円以内で 市長が定める額	定員数 （転換前 床数）
	介護医療院			
	ケアハウス			
	有料老人ホーム			
	特別養護老人ホーム及び併設さ れるショートステイ用居室			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事 業所			
	高齢者の居住の安定確保に関す る法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条の規定により登録されている 賃貸住宅			
介護予 防拠点	介護予防拠点施設等	118 千円以内で 市長が定める額	100 千円以内で 市長が定める額	1 か所

⑤ー（３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

区 分		補助単価		単位
		改正	現行	
既存施設 のユニット 化改修	(1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院	(1) 「個室→ユニット化」改修の場合 1,410 千円以内で市長が定める額 (2) 「多床室→ユニット化」改修の場合 2,820 千円以内で市長が定める額	(1) 「個室→ユニット化」改修の場合 1,300 千円以内で市長が定める額 (2) 「多床室→ユニット化」改修の場合 2,600 千円以内で市長が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修		865 千円以内で市長が定める額	800 千円以内で市長が定める額	整備床数